

は じ め に

住宅は、一人ひとりにとって毎日の生活を営む場として生活の基盤となるものであり、同時に地域社会を構成する重要な要素ともなっています。住宅の持つ重要性は一貫して変わりありませんが、住宅施策を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。「つくっては壊す」フロー消費型の社会から、「いいものをつくって、きちんと手入れして、長く大切に使う」ストック活用型社会へと変わっています。また、人口減少時代への突入や本格的な高齢社会の到来など、経済社会情勢も大きく変化しています。

このような環境の変化に対応するため、平成18年6月に「住生活基本法」が施行されました。これを受けて本県では、平成19年3月に、県民の豊かな住生活の実現に向けた基本計画として、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする、「千葉県住生活基本計画」を策定しました。

本計画は、1．住生活を支える豊かな地域社会の実現、2．良質な住宅ストックの形成、3．良好な居住環境の形成、4．住宅市場の環境整備、5．住宅セーフティネットの確保、6．地域特性に応じた施策の展開、という6つの目標を掲げており、これに沿って施策を展開しています。

そして、県民をはじめ、県、市町村、更には事業者、NPO等の民間団体が協働し、関係する分野で一層の連携を図っていくこととしています。

なお、平成20年に行われた住宅・土地統計調査及び住生活総合調査を基に、現在、本計画の見直し作業を進めています。

本書は、千葉県の住宅事情と住宅政策を取りまとめたものですが、これにより当課の業務を御理解いただくとともに、資料として御活用いただければ幸いです。

平成21年10月

千葉県県土整備部住宅課長